

避難器具用ハッチの認定実施要領

制定 平成15年12月 1日

改正 平成16年 5月20 日

避難器具用ハッチ認定細則（以下「細則」という。）第2条、第3条及び第4条並びに第17条に基づき、避難器具用ハッチの型式申請等にかかる避難器具用ハッチの認定実施要領（以下「認定実施要領」という。）を次のとおり定める。

1 型式申請の区分は、次のとおりとする。

○は、例示

型式申請の範囲	型式変更の範囲	軽補正の範囲
<p>ア 新規の申請</p> <p>イ 主要構造部の変更</p> <p>○ 主要構造部の SUS304 以外の材料への変更</p> <p>○ 上ぶた開放のためのアームのリンクの変更等で、作動原理に変更が生ずる変更</p> <p>○ 上ぶたの厚さを 2mm 未満とする厚さの変更</p> <p>○ 本体の開口部の辺長のいずれかの辺長を 750mm を超える辺長とする場合の本体開口部の大きさの変更</p> <p>○ 本体の深さを深くする変更で本体開口部の大きさを変更する変更</p> <p>○ 取付金具の変更 ただし、安全上支障のない場合は軽補正とする。</p>	<p>主要構造部の変更以外の変更で避難器具用ハッチの性能、機能に影響するものの変更とする。</p> <p>○ 型式申請又は軽補正に該当しない変更</p>	<p>避難器具用ハッチの性能、機能に影響しないで、検査の必要がなく、書面で審査できる次に掲げる事項等の変更とする。</p> <p>ア 手掛け、足掛けの滑り止めの形状変更</p> <p>イ 下ぶたの排水口の大きさ、形の変更</p> <p>ウ アンカーの位置、形状の変更</p> <p>エ 蝶番、ピン、ボルト、ナット、リベット ワッシャー、ワイヤロープ等の変更</p> <p>オ チャイルドロック等の取付</p>

2 申請図書等については、細則第2条、第3条及び第4条に定めるもののほか、生産管

理表、工程表及び材質検査証明書を添付するものとする。また、設計図面にあっては、認定実施要領様式第 1 号から第 7 号までに準拠するものとし、品質管理については、認定実施要領別紙品質管理状況調査票に準拠した説明資料（細則第 2 条第 2 項ケ及びコを除く。）を用いるもので差し支えないものとする。

3 細則第 2 条第 4 項及び第 17 条の規定により書面審査とする場合は、当該細則に規定するもののほか次の場合は、検査体制、品質管理体制を書面により審査できるものとする。

- (1) 型式認定に係る避難器具用ハッチの製造工場が、消防用設備等に関し、ISO 9000 シリーズの取得事業所である場合
- (2) 前項の場合と同等であると避難器具用ハッチ認定委員会が認めた場合